

第29回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年11月21日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年11月21日（月）午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
星川 旭 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主事 松本ひなた
7. 会議の概要
令和4年11月21日（月）【午前10時00分開会】

- 局長 では、定刻になりましたので、第29回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名になります。また、星川 旭推進委員にも出席をいただいております。総会の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めましておはようございます。今日は足元の悪い中農業委員さん全員、そして星川推進委員さんにも出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先日18日に農業者との意見交換会を行いました。推進委員さんの欠席が目立ちました。テーマについては、難しいテーマではなかったと思いますが、いざ交換会となると中身が難しい話になってしまいました。最後行きつくところはやはり「コメが安い、麦が安い」というところで、なかなか意見交換会とはいえ難しい話になってしまいました。いずれにしても農家が潤わないと耕作放棄地とかの解消にはならないということが、皆さんのお考えということです。

今年もあと残り40日、12月12日には農業委員会の研修会がございます。コロナ化ではございますが、全員の出席をいただけるようお願いいたします。

また年が明ければ、7月の農業委員の改選があるわけで、2月から各地区の説明会が行われます。ぜひ、女性の委員さん、農業委員さんで3名、推進委員さんで3～4人の女性委員さんを作ってもらえるよう、地元呼び掛けていただきたく、県からも指摘を受けておりますので、お願いをしたいと思います。

今日は、3条許可が3件、5条許可が4件と、少ない案件ですが、皆様のご協力をいただいて、スムーズに総会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、1番 刀川 正己 委員、2番 大橋 好一 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

10月24日 月曜日 農業委員会研修会が、小山市の_____において行われました。農業委員は梁島源智会長以下10名、農地利用最適化推進委員は、川嶋敏雄委員長以下13名、及び事務局4名が参加し、一般社団法人 全国農業会議所の大

出新聞業務部長より講演をいただきました。その後懇親会が行われ、会の親睦を深めました。

10月25日 火曜日 企画委員会が役場特別会議室で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

10月26日 水曜日 農地パトロールを福和田地区で行い、高橋敏男農業委員、鈴木良一推進委員、小島高雄推進委員、宇賀神尚係長が調査いたしました。

10月27日 木曜日 栃木県農業等施策並びに予算に関する要請活動が、宇都宮市 ホテルニューイタヤで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

10月28日 金曜日 常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神尚係長が出席いたしました。

11月1日 火曜日 壬生町自治功労者表彰式が、役場 大会議室で行われ、来賓として梁島源智会長が出席いたしました。

同じく11月1日 火曜日 農業委員の女性登用に向けた要請会が、役場特別会議室で行われ、梁島源智会長、木野内佳代子推進委員、宇賀神尚係長と私が出席し、下都賀地区農業女性会議の会長より、町長、坂田議会議長、梁島農業委員会会長あてに、改選に向けた女性の登用要請書を受理いたしました。

11月9日 水曜日 関東ブロック女性農業委員等研修会が、ホテル東日本で行われ、木野内佳代子推進委員、松本ひなた主事と私が出席いたしました。

11月13日 日曜日 新規就農相談会が、栃木県JAビルで行われ、大関孝男農業委員、宇賀神尚係長が参加いたしました。

11月15日 火曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、大関孝男農業委員、星川旭推進委員、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

11月18日 金曜日 農業者との意見交換会が、役場大会議室で行われ、農業委員8名、農地利用最適化推進委員9名、認定農業者7名、産業生活部長、農政課長、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席し、「地域の農地を将来に向けて守っていくために、どういったことが必要か」というテーマで意見交換が行われました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。11月4日、金曜日締切りの時点で、3件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 自作地50㌥ 貸付地188㌥

譲受人 _____ (星の宮) 自作地106㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 畑 397㎡

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 4.99㎡

合計 401.99㎡

売買による所有権移転 _____円 稼動 1人

第2項

譲渡人 _____ (舟町) 自作地35㌥

譲受人 _____ (三好町) 自作地425㌥ 借受地48㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 658㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼動 2人

第3項

譲渡人 _____ (下野市) 自作地91㌥ 貸付地64㌥

譲受人 _____ (福和田) 自作地557㌥ 借受地31㌥

貸付地103㌥

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 田 4712㎡

壬生町大字福和田 _____ 畑 1801㎡

壬生町大字福和田	畑	2 4 4 m ²
壬生町大字福和田	田	8 6 6 m ²
壬生町大字福和田	田	8 3 9 m ²
壬生町大字福和田	田	1 7 5 5 m ²
	合計	1 0 2 1 7 m ²
売買による所有権移転	円/10a	稼動 3人

以上、第1項から第3項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項について説明いたします。

去る11月15日に譲受人 _____さん立会いのもと、刀川正己農業委員、戸崎浅一推進委員とともに現地調査をおこないました。各チェック項目に従いましてそれぞれ確認をしましたが、いずれも問題を生ずる恐れはないと思われまのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

3条許可2項案件について説明いたします。この2項案件は11月15日 午後1時より高橋敏男農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員と私と、譲受人の_____さんとで現地確認をしてまいりました。現地は譲受人 粕尾さんが、この地域一帯を3回ほど前に借受し、現地調査をしている農地になります。チェックシートに関しても問題がなかったことを申し上げます。以上ご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

報告いたします。3項案件について、去る11月16日に譲受人 _____氏立会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域の関係について現地確認いたしましたので、ご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページの、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。11月4日、金曜日の締切り時点で4件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸人 _____ (西高野)

借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 61㎡

壬生町大字壬生甲 _____ 田 270㎡

合計 331㎡

自己用住宅敷地 30年間の使用貸借権設定

第2項

譲渡人 _____ (上田)

譲受人 _____ (上田)

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 畑 499㎡

自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第3項

賃貸人 _____ (上田)

賃借人 有限会社 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 田 2092㎡

壬生町大字上田 _____ 畑 620㎡

合計 2712㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第4項

賃借人 _____ (西部)
 _____ (西部)
 _____ (宇都宮市)
 _____ (西部)

賃借人 有限会社 _____ (壬生町)
 (土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____	畑	36㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	2482㎡
	合計	2518㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 大橋 好一 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については11月15日 火曜日に私と 高橋敏男農業委員、大関孝男農業委員、星川 旭推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の7名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____公民館から西に約150mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は現在、下野市内のアパートで生活していますが、今後、子供が生まれた際に、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親の面倒を見ることが出来るため、実家近くの申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水、雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 _____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅

であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東に約200mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在実家にて家族5人で生活していますが、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。叔父に相談したところ、当該地を提供してもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。給水は町水道を利用し、汚水、雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については、県 都市計画課との協議が済みしております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅あり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、鹿沼の_____から南に約800mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、山林から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の(株)_____に出荷する予定で、埋戻しの用土についても(株)_____から調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。

以上のことから、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第4項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (4項案件について報告)

引き続き、第4項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約600mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地及び道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については、県発注の公共工事により発生した建設発生土を調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定等の新規・賃借権と、再設定・使用貸借権に、大橋好一委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されます。

大橋好一委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは、改めまして事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページからの議案第3号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に議案書 6 ページになります。利用権の新規、賃借権分につきまして、2 件、3 筆、面積合計が 3, 250 m²となっております。

次に議案書 7 ページ、利用権の新規、使用借権分について、1 件、4 筆、面積合計が 4, 831 m²となっております。

次に 8 ページ、利用権の再設定、賃借権分について、1 件、1 筆、面積が 2, 238 m²となっております。

次に議案書 9 ページ、利用権の再設定、使用賃借権分について、2 件、4 筆、面積合計が 1, 626.08 m²となっております。

次に議案書 10 ページになります。一括方式の新規、賃借権分になります。2 件、3 筆、面積合計が 6, 586 m²と記載されておりますが、実際は半分の 3, 293 m²となります。

次に議案書 11 ページのとおり、一括方式の新規、使用賃借権分になります。2 件、6 筆、面積が 6, 713 m²となります。

次に 12 ページ、所有権移転分になります。5 件、17 筆、面積合計が 14, 932 m²となります。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第 3 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 ここで、大橋 好一 委員に退席をお願いします。

(大橋 好一 委員 退席)

- 議長 先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言

のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 大橋 好一 委員は、席にお戻りください。

(大橋 好一 委員 着席)

-
- 議長 次に日程第5 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の13ページに2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

11月6日に廣澤推進委員とともに現地調査をいたしました。土地の現状、添付書類等により、20年以上耕作不能な状態であることを確認しました。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員 (2項案件について報告)

第2項案件につきまして、去る11月2日、 測定の さんと癸生川推進委員とともに現地を確認してまいりました。記載のとおり平成3年ごろから自宅敷地進入路として利用していることを確認しましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページから15ページに3件がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号をおわります。

○議長 次に、日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に「その他」についてです。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 その他について説明（松本主事）

事務連絡となります。

1. 令和4年度全国農業新聞普及促進の結果について
11月18日現在 ・新規購読部数 182部

・継続購読部数 51部
合計 233部 (目標部数202部)

2. 農業委員会手帳・身分証明書について
来月の総会で新しい農業委員会手帳を交付する予定
現在の身分証明書の紛失又は破損の場合は事務局に連絡ください。
3. 令和4年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
出席の回答を11月22日(火)明日まで
日程 12月12日(月)午前10時から
場所 宇都宮市文化会館 大ホール
交通 町有中型バス
集合 午前8時30分(集合次第出発)
保健福祉センター駐車場(テニスコート南側)

○議長 ここで出欠をとってしまえばいいのでは。

○議長 どうですか。出席できますか。

(全員挙手)

●事務局 松本主事
では、バスの利用は。

(バス利用者のみ挙手)

○議長 当日の昼食はどうですか。お弁当を用意しますか。
自家用車で来る方もいるので、現地解散になりますよね。

○議長 じゃ、忘年会をやるので、お弁当は無しでよろしいですか。

(全員賛成)

●局長 その他について

*「農業委員・農地利用最適化推進委員の選出について」の説明
公選制の廃止→個人・団体による推薦、一般応募

↓

議会の同意→町長が任命

地域の方に聞かれた場合の周知をお願いします。

*新型コロナウイルス感染症について

令和4年11月18日（金）警戒レベル2となる。

この冬の新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、感染症対策をしっかりと行うようお願いします。

*農政サイドで

栃木県担い手育成総合支援協議会で、琴寄成人委員が優良な担い手として表彰されました。

11月11日 栃木県男女共同参画センターで表彰式が行われました。

以上になります。

○議長 ただいまの説明のありました件について、何かご発言はありますか。

（農業委員会委員の改選について 女性登用等 雑談）

○議長 よろしいですか。では以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 以上をもちまして、第29回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時00分閉会】

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____

令和4年11月18日（金）警戒レベル2となる。

この冬の新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、感染症対策をしっかりと行うようお願いします。

*農政サイドで

栃木県担い手育成総合支援協議会で、琴寄成人委員が優良な担い手として表彰されました。

11月11日 栃木県男女共同参画センターで表彰式が行われました。

以上になります。

○議長 ただいまの説明のありました件について、何かご発言はありますか。

(農業委員会委員の改選について 女性登用等)

○議長 よろしいですか。では以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 以上をもちまして、第29回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時00分閉会】

会 長 梁 島 潔 智

1 番 刀 川 正 己

2 番 下 崎 好 一